

○但馬広域行政事務組合議会公印規程

平成7年11月1日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 但馬広域行政事務組合議会の公印の制式、管守及び使用については、この規程の定めるところによる。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は次のとおりとする。

- (1) 但馬広域行政事務組合議会印
- (2) 但馬広域行政事務組合議会議長印
- (3) 但馬広域行政事務組合議会副議長印
- (4) 但馬広域行政事務組合事務局長印

(公印のひな型及び寸法)

第3条 公印のひな型及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印の管守)

第4条 公印は事務局長が管守する。

(公印台帳)

第5条 事務局長は公印台帳(様式第1号)を備え、公印を登録しなければならない。

(公印台帳の閲覧)

第6条 公印台帳は関係人の請求があるときは、閲覧に供することができる。

(告示)

第7条 議会印、議長印及び副議長印を新調し、若しくは改刻又は廃止したときは、告示する。

(管守の方法)

第8条 公印は、常に錠をつけた堅固な箱に納めて管守しなければならない。

- 2 公印は、特に上司の承認を受けた場合のほか、管守する場所以外に持ち出すことができない。

(公印の使用)

第9条 公印は、公文書以外に使用してはならない。

(公印の事故)

第10条 公印を紛失又は損傷したときは、すみやかに理由を具し、事務局長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

別表

但 馬 広 域 行 政 事 務 組 合 議 会 之 印
--

方24ミリメートル

但 馬 広 域 行 政 事 務 組 合 議 会 議 長 之 印
--

方21ミリメートル

但 馬 広 域 行 政 事 務 組 合 議 会 副 議 長 印
--

方21ミリメートル

但馬広域
行政事務
組合議会
事務局長印

方21ミリメートル

様式第1号（公印台帳）

印 影		公印の名称	
		使用年月日	
		用 途	
		その他参考事項	